

平成 29 年度第 12 回景観審議会議事録(公開用)

1 開催日時 平成 29 年 4 月 12 日 (水) 10:00～11:30

2 開催場所 4 階会議室 S 2、S 3

3 出席者

(委員) 窪田会長、高木副会長、西村委員、藤野委員、大和委員、浅川委員、石川委員
佐久間委員、本間委員

(事務局) 浦安市：小檜山部長、市川課長、須賀課長補佐、實川

4 議題

(1) 景観規制誘導フォローアップ調査報告について

1-1 調査結果からみる主な課題

1-2 課題解決に向けた対応策の検討

1-3 市民協働の景観まちづくり

(2) その他

5 議事の概要

(1) 景観規制誘導フォローアップ調査報告について

(都市計画課担当者より景観規制誘導フォローアップ調査結果からみる主な課題、課題解決に向けた対応策の検討、市民協働の景観まちづくりについて報告が行われた。質疑、意見等は以下の通り。)

・一般市民の方で重点地区のルールややなぎ道路の将来像をどのように行政が考え、市民が考えるべきか、理解している人ほとんどいないと思う。せっかくつくった景観計画の周知が徹底していないのではないかと思う (委員)

→根底となるイメージの共有ですね。(会長)

→確かに景観計画をホームページに載せているが、皆さんホームページですべて見ているわけではないと思う。何かしら啓発する仕組みを考えなければいけないと痛感させられました。最低限重点地区についてはこういった計画であるということは啓発できるようにホームページで特集するか特設そこで啓発事業をかけるのかは考えていきたいと思います。(事務局)

・カラーコーンをずっと置いている人もいるが、こういった場合は道路交通法によって注意することはできるのか。また、後付された空調機の配管についてもカバーがないことが問題ではなく、リフォームしたことによって中に入っていた配管がなぜ外に出してしまったのかと、それ自体が違法なのかどうか、リフォームの計画があった時点で役所に報告し、中に入れてもらうようなことはできないのか。(委員)

→のぼり旗等道路上にでていものについては道路管理者が権限をもっているので指導できるかと思います。今回は景観計画ではそういった位置づけはないので言えないという課題を挙げさせていただいている。また、配管についてなのですが、これ自体は違法性のあるものではないのですが、せっかく届出を出し、当初はきれいに外壁の色と合わせてもらっていたところ、既製品のものを使い、色が目立ってしまうという意味で悪い例として挙げています。規制できないというわけではないが、そういった意見があるということを真摯に受け止め、もう少し色に配慮してもらおう等の対応をしていくべきだと考えています。ま

た、リフォームといってもただ家の中を直すということだけだと届出や建築確認の必要ないのでなかなか出てきません。そうすると役所のほうでは見つけるのが難しい。外壁の変更となると景観計画もあるので役所に何か届出が必要なのでは、と皆さん考えてくれるが、家の中の話となると、たまたま配管が外に出てしまったことをどこで捕まえるかということはあるが、今回貴重なご意見伺ったので今後そういったケースも頭に入れながら、考えていきたいと思います。(事務局)

→一点目ののぼり旗等については行政として対応が厳しいので住民ルール等で対応してほしいというような趣旨で、二点目の配管等については景観計画の中に基準をつくるなどして対応すべきだということだと思うが、一点目と二点目では趣旨が違い、一点目については地域のまちづくりの中である程度決めていってほしいということだと思います。(会長)

- ・やはり屋外広告物条例が千葉県の所管になっているところだと思う。浦安市で独自に条例を設定して細かいルールをつくってあげれば、やりやすくなると思います。(委員)
- ・そもそも規制というのを、何のためにやるのか、というところだと思う。街に溶け込むような形にしたほうが集客できる、イメージアップにつながるというような商売に直結してこういったことをしたほうがいいという知らせが必要なのではないか。(委員)

→啓発についても市民中心に考えていたが、今のお話を聞いて、商工会議所と連携しながら、事業者向けに景観計画を周知していくことができると思う。逆に事業者にこちらから説明をするというようにすると理解を得やすいと思う。実際に直接現地に行って指導することをしなくてもご理解いただければ率先してやっていただける可能性もあると思います。(事務局)

- ・市民協働をどの時点で導入していくかが大事だと思う。(委員)
- ・全市的な課題を出してもらったが場所によっても課題が違わないか。どこに議論を集中して置くかという問題だと思う。また、パトロールの話があったが、喧嘩になるだけではないか。事業者さんを交えたガイドラインづくりを行うか、景観の話のできる地区の方と一緒に考えていくような、人から言われるというより自ら打ち出すような市民協働ができればいいと思う。(委員)

→景観というツールをどれだけまちづくりに使っていくのかということだと思う。また、パトロールについても、改めてみなさんに景観のルールを啓発しながらご理解いただかなければいけないと思う。(事務局)

- ・行政は行政としてやることはやる。一方、市民は市民で協力してくださいというニュアンスのほうが市民の方から受け入れやすいと思う。協働は意思決定に時間がかかるというデメリットがある。しかしその分決まった後はスピーディーにできるというメリットもある。浦安市の場合はどこで協働を入れていくのかということ、市と審議会で指針を決めていけば良いと思う。(委員)
- ・今ある団体をレベルアップさせて協働していくとよいのではないか。(委員)
- ・まちづくりセンターのようにほかの団体をサポートできるようなところがあると協働として成り立つと思う。また、前年度は景観まちづくり賞という形で良いところを褒めてきたが、これ自体まだ知られていない部分もあるので啓発していけたら良いと思う。(委員)
- ・協働事業の上手くいっている例をみると会員数が増えている。行政も一緒になって市民の方が面白くなって参加するような仕組みについてどうすればよいかと考えることが大切だと思う。(委員)

→営利な部分と非営利な部分がある中で、非営利な部分を集中的にやっているという人がいても良いし、そういった団体があってもいいのかなという気がします。ここでいう自立とは経済的な部分を含んでいると思いますが、その辺はフォーラムさんとしては目指しているのですか。(会長)

→多少やはり自己資金が必要だと思う。あとは企業との連携もあると思う。(委員)

・自治会の力も強いと思う。自治会と一緒にやるというのも一つの手だと思う。敷居の高い活動ではなくソフトなものにしていくとよいと思う。(委員)

・市から見守りサポーターを任されているというような位置づけで注意を呼びかけるような仕組みがあれば自治会などでも動きやすいと思う。(委員)

・我々は広報や新聞なども読むが、若い世代向けにネットを利用してたくさん発信しても良いのではないか。(委員)

→前回の審議会では行政だけでは景観まちづくりは難しく、事業者、市民の方の協力が必要だということを議題に挙げさせていただいた。本日皆さんの意見を聞いてあまり形式ばらずに考えていけたらよいと思う。また若い世代に向けた工夫、自治会と連携など、もう少し気楽に考えていきたい。(事務局)

問い合わせ先 都市整備部都市計画課開発指導係 電話 047-351-1111 (内線) 18205 18206